

## 玉名市 3D 都市モデルを活用したメタバース実証実験業務委託仕様書

### (適用の範囲)

第1条 本仕様書は、玉名市（以下「委託者」という。）が実施する「玉名市 3D 都市モデルを活用したメタバース実証実験業務委託」（以下「本業務」という。）について適用するものとし、本業務の履行に当たって「受託者」は、本仕様書に基づき行うものとする。

### (目的)

第2条 本業務はメタバース空間を利用した新たな関係人口の取り込みと 3D 都市モデルを活用したマネタイズ化の実証を踏まえた地域活性化を行うことを目的とする。3D 都市モデル「PLATEAU」を活用したユースケースで、R5 年度に作成する高瀬裏川水際緑地の LOD3 モデルを使った仮想空間を生成し、そこに花火や露店といったコンテンツを入れ込んで、観光への興味喚起及び EC サイトへの送客に対する有効性を実証する。

### (業務の区域)

第3条 本市内を流れる高瀬裏川水際緑地の 3D 都市モデル (PLATEAU・LOD3) を基に汎用的メタバース空間を構築する。また、隣接する菊池川河川敷もメタバース構築範囲に含めるものとする。

対象となる本市 PLATEAU 整備エリアは別図 1 参照。

### (業務委託期間)

第4条 委託契約締結の日から 2025 年 3 月 21 日までとする。

### (準拠する法令等)

第5条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、次の各号に定める関連法令等に準拠して実施しなければならない。

- (1) 都市計画法（同施行法、施行令、施行規則）
- (2) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律
- (3) 建築基準法
- (4) 都市計画運用指針
- (6) 地方自治法
- (7) 玉名市契約規則
- (8) 熊本県関連計画
- (9) 3D 都市モデル標準仕様書 第 4.0 版
- (10) 3D 都市モデル標準作業手順書 第 4.0 版
- (11) 3D 都市モデルのユースケース開発マニュアル(公共活用編) 第 3.0 版
- (12) 3D 都市モデルのデータ変換マニュアル 第 1.0 版

(13)実証環境構築マニュアル

第 3.0 版

(14)歴史・文化・営みを継承するメタバース体験の構築 技術検証レポート

(15)その他関連法令、通達等

(提出書類)

第 6 条 受託者は、本業務の実施に当たり、委託者の契約書等に定めるもののほか、下記の書類を速やかに提出し、委託者の承諾を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 技術者届（履歴書添付）
- (3) 業務工程表
- (4) 業務計画書
- (5) その他委託者が指示する書類

(管理技術者・照査技術者)

第 7 条 管理技術者及び照査技術者においては、本業務の意図や目的を十分に理解した上で適切な人員を配置するとともに、管理技術者においては同種業務、類似業務の実績を有する者でなければならない。

(業務の遂行)

第 8 条 受託者は、委託者の意図を十分に理解し、工程表に沿って本業務を行い、委託者と打合せを十分行うとともに、綿密な連携を保ち作業を行うものとする。また、本仕様書に記載していない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、委託者と協議し補充するものとする。

(疑 義)

第 9 条 本業務遂行に当たり、本仕様書に明示されていない事項について、疑義が生じた場合は、委託者、受託者で協議し、決定するものとする。

(貸与品及び閲覧資料)

第 10 条 本業務実施に当たり、委託者が必要と認める資料等については受託者に貸与若しくは、閲覧させるものとする。

(貸与資料の保管・管理等)

第 11 条 受託者は、貸与資料等の保管管理については、その取扱いに十分注意するものとする。また、亡失、破損等が生じた場合は、受託者の負担において速やかに弁償若しくは、修復しなければならない。

(打合せ及び記録等)

第 12 条 受託者は打合せ及び記録等については、下記の事項を遵守するものとする。

- (1) 受託者は、本業務の履行に際し委託者と打合せを行う。
- (2) 打合せは、本業務の契約締結後、5回程度行うほか、進捗報告や整理、確認を行うことを目的に、技術的な打合せを実施する場合など、臨時に行う必要があると認められる場合、委託者又は受託者からの要請に基づき、適宜実施する。
- (3) 打合せには、委託者が任意に本市の関係各課職員を同席させることができるほか、打合せに要する資料は、受託者が作成する。
- (4) 打合せを実施した場合、受託者はその打合せ記録書を作成し、委託者へ提出し確認を受けること。

なお、本業務に関する委託者との打合せは、随時、本庁舎内又はオンライン会議で行うこと。

(秘密の保持)

第 13 条 受託者は、本業務遂行中に知り得た各種事項については、これを第三者に漏らすてはならない。

(損害賠償)

第 14 条 本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、受託者は一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

(成果品の帰属)

第 15 条 受託者は、本業務における成果品の全てを委託者に帰属するものであり、委託者の承諾を受けずに複製、他に公表、貸与してはならない。また、調査成果品データの所有権・著作権は、委託者に帰属するものとする。

(完了検査)

第 16 条 受託者は、本業務の完了後は、検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は、受託者が負担するものとする。

(誤謬の修補義務)

第 17 条 受託者は、本業務の完了検査後、成果品に誤謬が認められた場合は、委託者の指示に従い、受託者の責任において速やかに修補の措置をするものとする。また、それに要する経費は、受託者が負担するものとする。

(個人情報取り扱い)

第 18 条 受託者は、本業務を履行するうえで、個人情報の取り扱いが発生する為、個人情報の漏えい対策について、次のいずれかの制度を有していなければならない。

- (1) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会プライバシーマーク制度 (PMS)

(業務内容)

第 19 条 本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 環境構築業務

(ア) 利用するプラットフォーム

- ・利用デバイス、運用コスト、市場での実績等を考慮した、プラットフォームを用いること。

(イ) 次の要件に合致するメタバースの構築を行うこと

- ・一般的な汎用ブラウザ (Microsoft Edge、Google Chrome、Fire Fox 等) によるコンテンツ視聴が可能であること。
- ・インターネット環境で、PC・タブレット・スマートフォンによるメタバース環境でのコンテンツ視聴が可能であること。

(ウ) シーンに配置可能なファイル種別

- ・ 3D オブジェクト (. glb)
- ・映像コンテンツ (. mp4、Youtube など動画サイト URL、本市ホームページ) のストリーム配信。
- ・画像コンテンツ (. png、. jpeg、. gif)
- ・HTML リンクや PDF などのドキュメントファイル

(エ) ユーザ数の把握

- ・各シーンの利用ユーザ数をログとして記録できるようにすること。

(2) メタバース空間構築業務

高瀬裏川水際緑地及び菊池川河川敷の「PLATEAU」モデルを活用した仮想空間を構築すること。なお、市から提供する「PLATEAU」モデルの範囲は別図 1 の範囲とする。

(ア) 高瀬裏川水際緑地

- ・市から提供する「PLATEAU」LOD3 のデータを活用し、高瀬裏川水際緑地公園沿いの歴史的建造物や花しょうぶを楽しみながら散策できる空間を制作すること。

(イ) 菊池川河川敷

- ・菊池川河川敷を再現すること。
- ・河川敷には露店等を配置し、回遊しながら花火大会やイベントを体験できる空間を制作すること。

なお、上記の構築業務に関しては、専門家による監修を受けること。

(3) コンテンツ制作業務

第 19 条（2）で構築した空間内に掲示するコンテンツの制作について、以下の作業を実施する。

- (ア) 内部に設置する 3D オブジェクトのデザイン及びコンテンツ制作
- (イ) 内部に掲示する画像・映像などのデザイン及びコンテンツ制作  
※画像は可能な限り市より支給を行う
- (ウ) キャラクターを使った NPC の配置、クイズや謎解きなど、来訪者が楽しめるように工夫すること
- (エ) 露店では、本市の名産品などを購入できる EC サイトへの送客を行うこと
- (オ) 来訪者からのアンケート取得のため、特定の Web ページ URL を呼び出せるように設定すること
- (カ) アンケートサイトを作成し、作成したアンケートサイトへのリンクを行うこと
- (キ) その他玉名市観光に対する興味喚起につながる独自提案を行うこと

(4) コンサルティング業務

第 2 条（目的）を達成するために、助言並びに技術的な支援、各フェーズにおけるプロジェクト管理を行う。具体的には以下の業務を実施する。

- (ア) 全体構想検討に関するアイデア創出・サイトコンセプトに関する助言
- (イ) 個別のサイト内コンテンツのアイデア創出・助言
- (ウ) 内部に掲示する画像・映像などのデザイン及びコンテンツ制作に関する助言
- (エ) プロモーションに関する助言、各種関連イベント等の企画に関する助言
- (オ) 仮想空間環境構築、各種コンテンツ制作、プロモーションに関するプロジェクト管理・マネジメントの支援

(5) 映像制作業務

第 19 条（2）で構築した空間内に掲示する映像の制作について、以下の作業を実施する。

- (ア) 玉名花火大会の様子撮影  
・ 360 度全方位カメラを用いて花火大会の様子を撮影し、メタバース空間内で再生して見られるように編集すること。

なお、2024 年の玉名花火大会は 11 月に開催される予定。ただし、天候不良等により、中止となった場合には、委託者と受託者間で協議するものとする。

(6) 実証実験業務

第 19 条 (2)、(3) 及び (5) の業務については、11 月までに終了し、12 月上旬から実証実験を開始する。また、実証実験の終期は 3 月上旬とする。加えて、実証期間中に生じた課題等については、委託者と受託者間で協議のうえ、必要に応じ適宜対応するものとする。

なお、月毎に、ユーザ数やアンケート結果について、報告を行うものとする。

(7) メタバース空間利活用提案業務 (今後の発展性)

メタバース空間を活用した他の事業を提案すること。(教育分野、インフラ分野等)

(成果品)

第 20 条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) メタバース用に加工したエリアの 3D 都市データ 一式
- (2) メタバース空間設定情報・アカウント情報・URL 資料 一式
- (3) 360 度撮影映像 一式
- (4) メタバース内に配置する NPC 等の 3D データ 一式
- (5) メタバース利用における運用マニュアル 3 セット
- (6) 本業務に関わる報告書 一式

なお、受託者が制作した制作物の著作権は玉名市に帰属する。ただし、本件とは関係なく、受託者が本件受託前より保有するデータに関する著作権その他の知的財産権については、受託者がそれを留保すること。

(利用保証)

第 21 条 本事業終了後の利用保証について必ず提案すること。また、利用保証に係る費用については提案価格に含めるものとする。(2 年程度想定)

(納品場所)

第 22 条 成果品納入場所は、玉名市建設部都市整備課とする。

# 別図 1

